

令和4年1月定例会

教 育 長 報 告

久喜市教育委員会

資料目次

ア 令和3年11月定例議会市政に対する質問（教育委員会関係） について	1
イ 令和3年11月定例議会提出議案・議決結果（教育委員会関 係）について	20
ウ 令和3年度久喜市一般会計補正予算（第12号）（案）に係 る意見聴取について	別冊
エ 久喜市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正 する条例及び久喜市会計年度任用職員の報酬等に関する規則 の一部を改正する規則について	21

ア 令和3年11月定例議会市政に対する質問（教育委員会関係）について

発言番号 1-2	通告第 8 号	井上 忠昭 議員
----------	---------	----------

《質問事項》

2 放課後子ども教室ゆうゆうプラザと学校運営協議会の現状と今後

《質問の要旨》

(1) 放課後子ども教室ゆうゆうプラザについて

ア 令和3年度の実施状況について伺う。

イ 現状認識と対応、今後の見通しについて伺う。

【答弁原稿】

大項目2のご質問に対して、順次、ご答弁申し上げます。

はじめに、(1) のアでございます。

令和3年度における放課後子ども教室ゆうゆうプラザの実施状況につきましては、22校中19校で開校しており、このうち一部の学校では、オンラインや動画配信により実施しているところでございます。

次に、イでございます。

ゆうゆうプラザにつきましては、コロナ禍での開催のため、講座の開催日数や参加児童数などは減少傾向にありますが、地域の方々との交流を通じて、様々な体験ができることから、大変有意義な活動であると認識しております。

このようなことから、現在、教育委員会といたしましては、各ゆうゆうプラザが感染症対策を講じながら、地域の実情に応じて、運営できるよう支援しているところでございます。

今後も、少子化の影響により、児童数の減少が見込まれますが、放課後子ども教室運営委員会の皆様と協議しながら、子ども達が地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進してまいりたいと考えております。

発言番号 1-2	通告第 8 号	井上 忠昭 議員
----------	---------	----------

《質問事項》

2 放課後子ども教室ゆうゆうプラザと学校運営協議会の現状と今後

《質問の要旨》

(2) 学校運営協議会について

- ア 令和3年度の動きについて伺う。
イ 現状認識と対応、今後の見通しについて伺う。

【答弁原稿】

大項目2（2）のご質問に対してご答弁申し上げます。

はじめに、アでございます。

令和3年度の学校運営協議会は、コロナ禍にありながらも各学校が対面・オンラインを併用しながら、全ての学校で開催をしております。

特に新型コロナウイルス感染症対策は学校だけで完結できるものではなく、学校運営協議会での議論は、学校が取り組む対策の方向性を決める大きな手掛かりとなりました。

また、コロナ禍における運動会や体育祭、修学旅行や林間学校等の学校行事の実施、開催方法についても協議が重ねられ、適切な解決策を導き出すことができた学校も多くございました。

実施にあたっては、指導主事が担当校の学校運営協議会に出席し、教育委員会といたしましても、各学校の成果や課題などを把握する機会を設けております。引き続き充実した学校運営協議会の運営に努めてまいります。

次に、イでございます。

本市は、県内でもいち早く全校に学校運営協議会を設置し、コミュニティ・スクールとなって5年目となりました。

これまでの成果として、学校と地域の結びつきが強まり、地域の人的資源や物的資源を取り入れた学習が行われるなど、「社会に開かれた教育課程」の実現が図られ、「地域とともににある学校」づくりが進んだことなどがあります。

その一方で「学校運営についての十分な熟議」「学校と地域との情報共有・連携」「取り組みに対するやりがい」などが課題であると考えます。

これから5年間をセカンドステージとして、より地域の皆様の意見を反映した熟議がなされ、委員とのコミュニケーションをより活性化し、委員が「学校の一員」であることを認識しながら、やりがいをもって活動することができるよう、学校運営協議会の質の向上に取り組んでまいります。

発言番号 1-2	通告第 8 号	井上 忠昭 議員
----------	---------	----------

《質問事項》

- 3 久喜市公共施設個別施設計画から以下の施設について伺う

《質問の要旨》

- (2) 青葉公民館はコミュニティセンターに転用され、地域交流センター、野久喜集会所、内下集会所の機能が集約される。野久喜集会所については地元に譲渡されることになっている。そこで以下伺う。
- ア 野久喜集会所についても、(1)のア、イ、ウについてお答え願いたい。教育所管として、地元自治会が引き受けられると考えているのか。また、地元への説明、ご理解をどう進めたのかも伺う。
- イ 機能集約ということは野久喜集会所、内下集会所がこれまで担ってきた機能を青葉コミュニティセンターが担うということか。地元譲渡後の建物はそれを担わないということか。距離的に遠いコミュニティセンターでの機能の集約という考えがよくわからないので伺いたい。
- ウ 前回、青葉コミュニティセンターでの使いやすさを求めたが、消極的な答弁であった。使いやすさを最大限考慮すべきと思うが、改めて伺う。

【答弁原稿】

大項目3の(2)のご質問に対して、順次ご答弁申し上げます。

はじめに、アでございます。

大項目3の(1)ア、イ及びウの質問内容に対しましては、野久喜集会所においても、先ほどの財政部長からの答弁と基本的に同様の内容でございます。なお、イの(ア)につきましては、令和2年度の教育集会所管理事業における決算額を参考に申し上げますと、140万5,860円でございます。このうち、93万3,000円は、集会所の屋根の修繕に要した費用でございます。

野久喜集会所につきましては、現在は、教育委員会所管の集会所でありますが、地元との合意形成が図れた場合は、用途廃止の手続きを経た上で、譲渡することとしております。

また、地元への説明につきましては、今年度開催しました野久喜集会所運営委員会におきまして、公共施設個別施設計画における当該施設の方向性について説明を行い、ご意見を伺ったところでございます。今後におきましても地元の皆様のご意見・ご要望を伺いながら、協議を進めてまいりたいと考えております。

次に、イでございます。

公共施設アセットマネジメントは、市内の老朽化した公共施設の統廃合や余剰施設の複合的な活用を行い、一定の行政サービスの維持と長期的な財政支出の削減を図るものでございます。このようなことから、野久喜集会所及び内下集会所につきましては、当該施設付近の公共施設へ機能を集約することとしており、青葉コミュニティセンターにおいて、その機能を担う計画でございます。

また、地元へ譲渡する集会所の機能や利用方法につきましては、地元の判断によるものと考えております。

次に、ウでございます。

青葉公民館のコミュニティセンターへの転用にあたりましては、機能集約される施設の利用者が使いやすい環境となるよう、施設の改修等において可能な限り考慮してまいりたいと考えております。

発言番号 1-2	通告第 8 号	井上 忠昭 議員
----------	---------	----------

《質問事項》

4 支援を要する児童生徒に対する学校側の配慮について

《質問の要旨》

- (1)先生の対応や何気なく使う言葉が児童生徒を傷つけてしまうことについて、以前も実例を挙げて取り上げたが、その後、支援を要する児童生徒に対する学校側の配慮や先生の研修について、各学校でどう検証がなされ、どう改められてきたのか、状況を伺う。
- (2)児童生徒同士の場合はどうか。どう実態を把握し対応がされているのか伺う。また、いじめではないが普通級で話せる友達がおらず、孤立して苦しい思いからSOSを出している場合、もしくはSOSが出せないでいる場合に対する教員の配慮などについても伺う。
- (3)この時期は、普通級に通わせるか、支援級に通わせるかで悩んでいるご家庭もあると思われる。実際に小中学校に入学する場合や、中学校卒業後の進路などにも、その判断は大変大きなものになるために、学校現場においても最大限の配慮が求められると考える。これについてどのような対応、対策がとられているのか伺う。

【答弁原稿】

大項目4のご質問に対して順次ご答弁申し上げます。

はじめに、(1) でございます。

特別な支援を要する子どもたちが安心して学校生活を送れる環境をつくることは大変重要なことであり、また一人一人がもつ教育的ニーズを正しく把握し、その子の能力の最大限の伸長を図ることも大切なことです。

このことを踏まえ各学校では、年度当初に支援を要する児童生徒の一人一人の状況、それに基づく合理的配慮だけでなく、日常生活における様々なつまずきや困難さへの配慮を行うため共通理解を図るとともに研修を実施しています。

研修では、特別な支援を要する児童生徒は障がいの状態が多様なだけでなく、障がいを併せ有する場合やその状態が変化する場合もあることなど、一人一人の時間的な経緯により必要な支援が異なることにも留意して対応するなどを学んでいます。

ややもすれば、学校の指導は画一的になりがちですが、支援を要する児童生徒に対しては、状態に配慮し、学習内容の変更や学習の量・時間の調整を行うなど柔軟に対応することなどを確認しています。

教育委員会では、これら各学校の取組を検証し更に深めるため、夏季休業中に管理職や特別支援教育コーディネーターを対象に支援を要する児童生徒への理解の促進と指導の在り方についての研修会を実施し、参加者は研修内容を学校に持ち帰り全職員に対して伝達を行っています。

これらの研修等で習得した指導方法や関わり方が児童生徒への支援や指導に生かされているかについては管理職が適宜、教室訪問を行い確認をしています。

更に教員の何気ない言葉が児童生徒の心を傷つけることのないよう、夏季休業中には指導主事が各学校を訪問し、教職員の服務の観点からの研修を行うとともに福祉や医療等の関係機関との連携を深め、児童生徒に寄り添った指導や配慮に努めています。

次に、(2) でございます。

支援を要する児童生徒の悩みやSOSにいち早く気付き、対応できるよう各学校では、学級担任による観察や声かけ、面談に加え、学校生活アンケートや保護者との連絡帳などにより実態を把握しております。

また、支援を要する児童生徒への理解を促進し、子どもたちが互いに個性を認め合い、支え合っていくことを学ぶため、本市ではインクルーシブ教育の観点から通常学級との交流を進めております。

実施にあたっては、子どもたち一人一人の教育的ニーズや支援方法等について、交流先の担任と特別支援学級の担任、管理職、指導員・支援員の間で相互理解を図ることとしています。

孤立したり苦しんだりしてSOSを発している場合はもちろん、SOSを出せずに悩みを抱えている児童生徒を見逃すことのないよう、管理職や養護教諭、相談員も含め学校全体で見守り、表情・発言などの変化、作成した作品や表現した文章など、些細なことからも読み取れるよう努めてまいります。

次に、(3) でございます。

平成25年9月の学校教育法施行令の改正により、就学先となる学校や学びの場の判断・決定に当たっては、障がいのある子どもの障がいの状態のみに着目して画一的に検討を行うのではなく、子ども一人一人の教育的ニーズ、学校や地域の状況、保護者の願いや専門家の意見等を総合的に勘案して、個別に判

断・決定する仕組みへと改められました。

学校においては、日頃から子どもとの直接的な関わりの中で得られる情報を基盤に、必要に応じ、保護者との教育相談や進路相談を行っておりますがその際は、本人及び保護者の意向を可能な限り尊重しながら相談を進めるとともに、必要に応じて適時・適切な情報提供を行っております。

また、本市では「久喜市障がい児就学支援委員会」を設置し、教育的ニーズに的確に応えることのできる学びの場や必要な支援について一人一人の検討の場を設けています。本委員会の意見は、各学校から、支援を要する児童生徒の保護者に伝え、保護者が、総合的に就学先や学びの場を判断できる材料としていただいております。

就学に関する教育相談を進めるに当たっては、保護者の中にはとまどいや不安を抱いている方もいらっしゃることから、相談担当者は、保護者の気持ちや願いに寄り添いながら、保護者の伴走者として対応するなどして、適切な学びの場を選択できるよう最大限の配慮をしてまいります。

発言番号 1-4	通告第 10 号	盛永 圭子 議員
----------	----------	----------

《質問事項》

2 菖蒲南中学校の統合について伺う

《質問の要旨》

- (1) 令和4年4月に菖蒲南中学校は菖蒲中学校に統合され、統合による通学路はいまだ整備されていない。一部のじやり道は今回の補正で整備されることになったが、通学路に一部防犯灯がない。3月末までに間に合うのか伺う。
- (2) 統合後の通学路の点検を実施してほしい。昼間・夜間とも点検して、危険個所の除去をはかっていただきたいが、いかがか。

【答弁原稿】

大項2のご質問に対して順次ご答弁申し上げます。

はじめに、(1) でございます。

統合に伴い、新たに通学路として予定している市道菖蒲2206号線の一部区間の防犯灯につきましては、道路に灯具を共架できる電柱等がないこと、また、電源を新たに確保しなければならないことから、令和4年3月末までに設置することは困難であると考えております。

そのような中、今後におきましては、関係部局と連携しながら、防犯灯の設

置など、具体的な安全対策について協議してまいりたいと考えております。

次に、(2) でございます。

統合による新校の通学路につきましては、これまで、保護者からご意見を伺いながら、新校設立準備委員会において安全な通学路を検討する中で、危険箇所の点検を行っております。

また、5年ごとに実施している通学路安全総点検により、令和3年7月に改めて点検を実施したところでございます。

なお、夜間の点検は実施していないことから、今後、実施に向けて検討してまいりたいと考えております。

点検により把握した通学路の危険箇所は、児童、生徒の安全確保のため、埼玉県や関係部局に改善を要望してまいります。

発言番号 2-1	通告第 4 号	平沢 健一郎 議員
----------	---------	-----------

《質問事項》

1 音楽の街について

《質問の要旨》

- (1) 「音楽の街・久喜市」として、現在どのような理念や目標をもっているのか。
- (2) 音楽の街として、どのような活動をしているのか。
- (3) 音楽の街として、インフラ整備をどのように進めていくのか。
- (4) 市内に吹奏楽団はどれだけあるのか。
- (5) 旧菖蒲町主導で設立された、しょうぶ・しみん吹奏楽団については、菖蒲トレセンで活動をしていたが、閉館により、活動場所がなくなってしまう。市は何らかの支援はしないのか。

【答弁原稿】

大項目1のご質問に対してご答弁申し上げます。

はじめに (1) でございます。

本市では、「音楽の街・久喜市」として、市民が音楽の素晴らしさや楽しさに触れ、音楽を通じた交流を深めることで、音楽文化の振興に繋がっていくよう取組みを進めているところでございます。

これにより、市民が「音楽の街」を実感でき、久喜市の魅力として発信できることを目指しております。

次に (2) でございます。

現在、本市では、街かどコンサートや吹奏楽フェスティバルの開催のほか、市民の表現芸術の発表の場として、市民芸術祭を開催しております。

また、市内小中学校では児童・生徒による合唱や楽器演奏を主とした音楽会の開催、文化会館や公民館では市内の音楽愛好者や吹奏楽団体によるコンサートや定期演奏会が開催されております。

次に（3）でございます。

本市では、これまで、市民まつりをはじめとした各種イベントや商業施設において、音楽発表の場を設けるとともに、市民に多くの鑑賞機会の提供を併せて行っているところでございます。

また、バンド演奏に必要なアンプや楽器など一部の備品を、音楽発表の場に設置し自由に使用できるようにするなど、演奏者への支援を今後も行ってまいります。

次に（4）でございます。

教育委員会で把握している市内で活動する吹奏楽団は、しょうぶ・しみん吹奏楽団を含め3団体でございます。

次に（5）でございます。

菖蒲地区の公共施設では、菖蒲文化会館のホールや森下公民館の講堂、会議室が吹奏楽の活動場所として利用が可能であることから、今後は、それらの施設の活用をご検討いただきたいと考えております。

今後も、音楽発表の場の設定や、鑑賞の機会の提供など、吹奏楽団の自主的な活動に対する支援を行ってまいります。

発言番号 2-3	通告第 9 号	丹野 郁夫 議員
----------	---------	----------

《質問事項》

2 学校オンラインの恒常的な確立を

《質問の要旨》

市は ICT 教育環境の整備に積極的に取り組み、ICT 教育環境を行き渡らせることができた。ICT 環境が整ってきた中、誰一人取り残さない教育環境体制の整備や、理解度に応じた個別学習のあり方など、これらの教育環境資源をいかに活用していくかが今後の課題である。このような中、各学校における ICT 活用を先進的に取り組まれている好事例を、教育機会の公平性を守る観点から、可能な限り多くの学校が実施できるよう、市教育委員会のご理解とご協力を頂きたく、以下伺う。

（1）ワクチン接種後の発熱により登校できない子どもが、オンラインで授業

に参加し、結果として学習に後れを取らず欠席扱いとしない措置をとった学校がある。市内小中学校の状況は。

- (2) 入学式や卒業式、運動会等の各種行事をオンラインで限定的に公開している学校がある。市内小中学校の状況は。
- (3) 上記対応による学校現場における負担感についての認識は。

【答弁原稿】

大項目2のご質問に対して順次ご答弁申し上げます。

はじめに、(1) でございます。

新型コロナウイルス感染症に係るオンライン授業に参加した児童生徒の出席の取扱いについては、9月27日開催の教育委員会定例会における協議により、オンラインによる学習が登校して受けた対面による授業と同等の学習成果があると校長が認める場合は、出席簿及び指導要録には「出席扱い」として記載することとしました。これにより、今年の夏休み明けの分散登校時におけるオンライン授業やワクチン接種後の発熱等によりオンラインで授業に参加した場合は、すべての小中学校において「出席扱い」としております。

次に、(2) でございます。

入学式や卒業式、運動会・体育祭などの学校行事については、直接子どもたちの様子を見たいという声もあることから、感染対策を十分にとった上で、直接来校いただき子どもたちの様子をご覧いただいております。一方、実施時期の感染拡大の状況及び児童生徒数や施設の規模等により、保護者の参観者数を制限したため、来校いただけないご家族のためにオンラインによる配信を行つた学校が16校ございます。

分散登校の際に対面とオンラインによるハイブリッド型の授業を展開しており、どの学校においても配信するための体制はとれておりますので、今後の感染状況により、学校行事等への参観を制限せざるを得ない場合は、オンラインによる配信をしたいと考えております。オンライン配信については、子どもたちの活躍する姿を家庭や遠方からも見ることができ、好意的に捉えていただいております。

次に、(3) でございます。

GIGAスクール構想の本格的な実施に際し、教育委員会では、指導主事やICT専門官、ICT支援員が学校に訪問したり、教職員ポータルサイトを開設したりして、指導・支援を行い、タブレット端末等のICT機器の活用を積極的に進めてまいりました。現在は、多くの授業で子どもたちがタブレット端末を利用した授業が行われるようになり、子どもたちも教職員もタブレット端末の操作に慣れてまいりました。また、感染不安等により登校を自粛した場合には、

速やかにオンラインと対面のハイブリッドな授業に移行できる体制が整っております。

教職員に向けて実施したアンケートの結果によりますと、端末が導入されたばかりの1学期と比較して、負担感は減少しております。一方、少数ではありますが、まだ負担に感じている教職員もおりますことから、7月に参画したGoogle for Educationパートナー自治体プログラム等も活用し、個々の教職員に寄り添った支援をしてまいります。

発言番号 2-3	通告第 9 号	丹野 郁夫 議員
----------	---------	----------

《質問事項》

3 全国学校給食甲子園に出場し、名実ともに埼玉県No.1 給食を

《質問の要旨》

市長が掲げる埼玉県一おいしい学校給食実現のため、「全国学校給食甲子園」へ出場し、埼玉県No.1評価を得てはどうか。教育委員会の見解を伺う。

【答弁原稿】

大項目3のご質問に対して、ご答弁申し上げます。

「全国学校給食甲子園」などの学校給食調理コンクールに出場することは、栄養士や調理員の技術、モチベーションを向上させる手段として期待でき、市長が掲げる「埼玉県一おいしい学校給食」の実現につながるものと考えられまことから、今後、出場について検討してまいります。

発言番号 3-1	通告第 1 号	貴志 信智 議員
----------	---------	----------

《質問事項》

2 子育て環境の充実を

《質問の要旨》

(1) 久喜市学校給食センターの調理能力を考えると、公立幼稚園分の給食を提供することは十分可能である。施設を有効利用し、地産地消を進めながら、子育て世帯の利便性を高めるために久喜市の公立幼稚園でも給食を導入するべきではないか。市の見解を伺う。

【答弁原稿】

大項目2の（1）のご質問に対してご答弁申し上げます。

学校給食センターから公立幼稚園に給食を提供することにつきましては、配送車を新たに用意する必要があること、給食の積み降ろしや保管のためのスペースを確保するために幼稚園の施設を増設する必要があること、配膳のために新たな人員配置が必要となることなどから、考えていないところでございます。

発言番号 3-1	通告第 1 号	貴志 信智 議員
----------	---------	----------

《質問事項》

3 久喜市が誇るビオトープへの支援拡充を

《質問の要旨》

久喜市には、全国に誇るべき学校ビオトープがある。学校教職員の方々、地域ボランティアの方々が中心となって維持保全を行っており、学校の授業などでも積極的に活用されている。しかし、ビオトープ活動の充実に伴って、維持管理費の不足など、新たな課題も顕在化していると聞く。

- (1) 現在の学校ビオトープの課題を教育委員会はどのように把握しているか、見解を伺う。
- (2) ビオトープには大量の水草が自生するが、維持管理のために除去・廃棄をせざるを得ない。水草は、水槽を楽しむ方には欠かせないので市場価値がある。単に廃棄するのではなく、学校ビオトープ発の天然水草としてバザーのような形で販売して、ビオトープの維持管理費に充ててはどうかとの声が、ボランティアの方々から挙がっている。試験的に販売をした事例では一日で一万円の売り上げになったと聞く。更に本格的に実施すれば、大きな収益になる可能性がある。ゴミの減量化、SDGs の観点、ビオトープの将来、全てにおいてメリットがある。市が関係するイベントで、水草を販売する機会を設けることが出来るようにサポートしてはいかがか。見解を伺う。

【答弁原稿】

大項目3のご質問に対して順次、ご答弁申し上げます。はじめに（1）でございます。

現在、学校ビオトープは12の小学校に設置されています。ビオトープを適切に管理し、教育活動に活用するためには、専門的な知識や技術が必要であり、地域の専門家の皆様の協力は重要であります。

各学校では、教職員、PTA とともに地域の専門的知見を有するボランティアの皆様の協力により、充実した学びの場となっているビオトープも多く、これまで全国学校・園庭ビオトープコンクールにおいて、2013 年に久喜北小学校、2019 年・2021 年に久喜小学校が「日本生態系協会賞」を受賞し、2017 年に太田小学校が「学校・園庭ビオトープ奨励賞」を受賞しております。

今後もビオトープを適切に維持管理していくためには、地域のボランティアの皆様の協力は不可欠でありますので、連携を深めるとともに、人材の確保や必要な修繕を行ってまいります。

次に（2）でございます。

学校ビオトープの環境維持のために、本来廃棄される水草を有効利用することは、SDGs に向けた方策の一つとして価値あるものと考えております。

教育委員会といたしましては、学校ビオトープ設置校の管理職やビオトープ担当教職員、ビオトープに関して専門的な知識及び技術を有するボランティアの方で構成された、「久喜市学校ビオトープ連絡協議会」において資源の有効活用の方策の一つとして紹介するとともに、市のイベント等で販売するにあたっては、それぞれのイベント主管課と連携してまいります。

発言番号 3-2	通告第 12 号	石田 利春 議員
----------	----------	----------

《質問事項》

3 大規模水害対策 久喜市地域防災計画に広域避難の実効性を高める取組みを

《質問の要旨》

(5) ア バスを配車する時には、小中学校が臨時休業になっていなければ、家族揃って広域避難できません。学校は臨時休業になっていると理解して良いですか。また、その決定はどこの部署で決定するのか伺います。

【答弁原稿】

次に、(5) のアのうち、教育委員会が所管する部分についてご答弁申し上げます。

非常変災時における学校の臨時休業につきましては、学校教育法施行規則第 63 条の規定により、校長が決定するものでございます。

なお、バスが配車される時点では、風雨等が相当に危険な状態になっていると考えられますことから、各校長の適切な判断のもと、既に臨時休業が決定されているものと考えております。

《質問事項》**1 市内のバスケットボール環境について****《質問の要旨》**

- (1) スポーツ振興における行政の役割について市の認識を問う。
- (2) 久喜市スポーツ少年団に加盟するバスケットボール団体数について伺う。
- (3) 市民が使用できるバスケットボールコートの数を伺う。そのうち屋外にあるバスケットボールコートの数について伺う。
- (4) 障がい者スポーツの観点から、車椅子バスケを実施できる市内の施設を伺う。
- (5) 久喜高校バスケットボール部は、3×3で全国優勝するなど素晴らしい成績を収めているが、今後どのように応援し支えていくのか伺う。
- (6) 久喜高校バスケ部と小中学生の交流イベントを定期的に開催してはいかがか、市の見解を伺う。

【答弁原稿】

大項目1のご質問に対して順次ご答弁申し上げます。

はじめに、(1) でございます。

行政の役割としましては、スポーツ推進計画でお示ししておりますとおり、スポーツ活動の主役となる市民や団体、企業などと連携し、それぞれが主体的にスポーツ活動を推進していくよう、事業の実施、環境整備や、助言等の支援を行っていくことでございます。

次に、(2) でございます。

団体数は、8団体でございます

次に、(3) でございます。

市が管理する屋内施設につきましては、75面ございます。

また、屋外施設は、ございませんが、鷺宮地区の浅間下公園内にゴールが1基設置してございます。

この他、埼玉県が管理する権現堂1号公園内に、ゴールが3基ございます。

次に、(4) でございます。

「毎日興業アリーナ 久喜」、「鷺宮体育センター」、及び「栗橋公民館」の体育館の計3施設がございます。

次に、(5) でございます。

久喜高校バスケットボール部の活躍は、本市といたしましても大変素晴らしい

いことだと考えており、令和2年度の全国大会後、チームが市長を表敬訪問された際には、市長から優勝に対するねぎらいと、今後のさらなる活躍に対する激励の言葉をおかけしたところでございます。また、広報くきやSNSを通じてチームの活躍などを市民の皆様にお知らせしてまいりました。

今後につきましても、めざましい活躍をされた学校部活動につきましては、同様に対応してまいりたいと考えております。

次に、(6) でございます。

ご提案のような久喜高校との定期的なイベントの開催は考えておりませんが、子どもたちを始め市民の皆様にスポーツの魅力を伝え関心を高めることは大変有効であると考えられます。

このようなことから、市内の高等学校の部活動とスポーツ少年団や中学校部活動とのスポーツ交流のための橋渡しについて、検討してまいりたいと考えております。

発言番号 3-5	通告第16号	川内 鴻輝 議員
----------	--------	----------

《質問事項》

4 市内ランニングコース・ウォーキングコースの整備について

《質問の要旨》

- (1) 市内のウォーキングコース・ランニングコースの整備状況について伺う。
- (2) 新たなコースを整備する計画があるのか伺う。
- (3) コース上に亀裂や凸凹が発見された場合、どのように対応しているのか伺う。

【答弁原稿】

大項目4のご質問に対して順次ご答弁申し上げます。

はじめに、(1) でございます。

市が設置、設定したウォーキングコース・ランニングコースにつきましては、17コースございまして、そのうち3コースは、都公園内にある園路でございます。

他の14コースにつきましては、市内の歩きやすい、走りやすい道路等をコースとして設定し、各所管課において、パンフレットや看板等でお知らせしているところでございます。

次に、(2) でございます。

「(仮称) 本多静六記念 市民の森・緑の公園」におきまして、ウォーキング

やジョギングなどに利用できる園路を整備する計画がございます。

次に、(3) でございます。

コースの不具合につきましては、各所管課が、安全確保の観点から必要な対応を行っているものと考えております。

発言番号 4-2

通告第 18 号

川辺 美信 議員

《質問事項》

2 中央幼稚園と栗橋幼稚園は久喜市の幼児教育の中核であり、今後も存続すべき

《質問の要旨》

- (1) 園児や保護者、市民の皆さんは中央幼稚園の存続を望んでいるのであります。先延ばしではありません。計画そのものを撤回すべきですが見解をお伺いします。
- (2) 計画通りに進むとすれば、2022年度以降の園児募集のスケジュールについてお伺いします。
- (3) 市民要望によって栗橋幼稚園ができた経緯を尊重すべきであり、中央幼稚園と同様に公立幼稚園として存続すべきと考えますが見解をお伺いします。

【答弁原稿】

大項目2のご質問に対して順次ご答弁申し上げます。

はじめに、(1) でございます。

中央幼稚園につきましては、多くの保護者、園児及び市民の皆様から存続してほしいとのご意見をいただいたことから、公共施設個別施設計画の素案でお示しした統廃合の時期について、見直しを行ったところでございます。

公立幼稚園における幼児教育について、保護者や市民の皆様から評価をいたいている一方で、市全体として公共施設の適正化を図り、将来的な維持管理コストの改善に取り組む必要があります。

このようなことから、中央幼稚園につきましては、公共施設個別施設計画に基づき、統廃合による機能の集約化を検討してまいりたいと考えております。

次に、(2) でございます。

中央幼稚園につきましては、公共施設個別施設計画において、第1期の後期にあたる2026年から2029年の間に、栗橋幼稚園に機能を集約化し施設を除却することとしているところでございます。

2022年度に入園する園児の募集につきましては、広報くき10月号や幼稚園のホームページ等に掲載し、11月1日から11月8日に入園の申し込みを受け付けたところです。

また、2023年度以降に入園する園児の募集スケジュールにつきましては、今後、当該計画を踏まえて検討してまいりたいと考えております。

次に、(3) でございます。

栗橋幼稚園の設立にあたり、当時の栗橋町の住民の皆様の強い要望がありましたことは、認識しているところでございます。

一方で、市全体といたしましては、公共施設の総量管理を図っていく必要がありますことから、栗橋幼稚園の施設のあり方につきましては、保護者や市民の皆様のご意見を伺いながら、検討してまいりたいと考えております。

発言番号 4-3

通告第 20 号

成田 ルミ子 議員

《質問事項》

3 部活動指導員について

《質問の要旨》

部活動指導員とは、「教員の働き方改革」の一環として制度化された学校職員であり、中学校の部活動で校長の監督下で顧問の代わりに単独で引率、指導ができる。

運動部に限らず、すべての部活動において、専門的な知識を持つ外部人材の配置は、技術の向上のみならず、事故、怪我の防止など部活動の質的向上もされるといわれる。部活動に参加することによる生徒への影響は人生の選択肢を広げる大きな役割も担っている。教員に負担なく、中学校での部活動を継続させるには、部活動指導員の拡大は有効策と考える。

久喜市における部活動指導員の状況及び今後の配置に向けた考え方を伺う。

【答弁原稿】

大項目3のご質問に対してご答弁申し上げます。

部活動指導員は、中学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動に係る技術的な指導に従事する職員で、校長が部活動の顧問として、命じることとなっています。

現在、本市では運動部に5名、文化部に2名、計7名の部活動指導員を任用しております。今年度、部活動指導員を配置している学校からは、「専門的な指導により、生徒の技術向上と教員の指導力向上及び負担軽減につながってい

る」との報告を受けております。

今後の配置については、教員の負担軽減及び生徒にとって望ましい部活動の両立を目指し、学校からの要望を踏まえ、部活動指導員の効果的な配置に努めたいと考えております。

また、国は「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」の方策の1つとして、休日の部活動を学校から切り離し、令和5年度から段階的に地域に委ねる方向を検討しています。この地域委託の実現には、指導できる人材や予算の確保など多くの課題がありますので、国や県の動向を注視するとともに、地域人材を活用する仕組みや関係団体との協力体制について検討してまいります。

発言番号 4-4	通告第 23 号	新井 兼 議員
----------	----------	---------

《質問事項》 1 生活道路・通学路の交通安全対策は実効性のある対応をすべき

《質問の要旨》

(7) 通学路の交通安全の確保に向けた基本の方針の策定、推進体制の構築など、どのように実施されているのか、教育委員会の取り組みについて伺う。

【答弁原稿】

次に、(7) でございます。

埼玉県では、5年ごとに実施する通学路安全総点検により通学路整備計画を策定しており、この計画をもって、通学路の交通安全の確保についての本市の基本的な方針と考えているところでございます。

通学路安全総点検の実施にあたっては、各学校が中心となって危険箇所の把握を行っており、通学路の安全対策につきましては、通学路整備計画に基づき、施設を所管する県や警察などの関係機関及び市の関係部署において、それぞれ整備を進めているところでございます。

通学路整備計画の進行管理は、埼玉県杉戸県土整備事務所が設置している杉戸地区通学路安全検討委員会において行っており、本市の教育委員会の職員もその委員となっているところでございます。

発言番号 4-4	通告第 23 号	新井 兼 議員
----------	----------	---------

《質問事項》

4 公共施設のサービス向上・機能改善を検討すべき

《質問の要旨》

(2) 鷺宮体育センターのコートラインは、利用者からは、スリーポイントラインが無いことやミニテニスのラインテープが捲れているため、転ぶなどの声があることから、早期対応が必要と考えるが市の見解を伺う。

【答弁原稿】

大項目4の(2)のご質問に対してご答弁申し上げます。

鷺宮体育センターのコートラインにつきましては、利用者の方からもスリーポイントラインの表示やラインテープの貼り替えについてのご意見をいたしましたところでございます。

スリーポイントラインにつきましては、利用者の安全を考慮しますと、単にラインテープを貼り付けるのではなく、床面を削って新たにラインをペイントする必要がございますことから、指定管理者と協議しながら検討してまいりたいと考えております。

また、ミニテニスコートラインの一部張り替えにつきましては、12月8日の休館日に合わせて、行ったところでございます。

今後も利用者の皆様に安全、快適にスポーツを楽しんでいただけるよう努めてまいります。

発言番号 4-5	通告第 2 号	岡崎 克巳 議員
----------	---------	----------

《質問事項》

2 本町小学校の大規模改修について

《質問の要旨》

老朽化が激しい本町小学校の大規模改修を早急に行うべきだが、市の考えを伺う。

【答弁原稿】

大項目2のご質問に対してご答弁申し上げます。

本町小学校の校舎や体育館などの施設は、昭和40年代から50年代にかけて建設したものでございます。

これらの施設につきましては、学校と連携しながら不具合箇所を把握し、適

宜、修繕などを実施しながら適切な維持管理に努めているところでございます。

そのような中、校舎におきましては、現在、教室や廊下に雨漏りが発生しているほか、外壁の経年劣化やトイレの排水不良など、建物や設備の老朽化が進んでいる状況でございますことから、修繕で対応が困難な雨漏りや外壁の劣化等の改善にあたりましては、大規模な改修が必要であると考えております。

イ 令和3年11月定例議会提出議案・議決結果（教育委員会関係）について

久喜市議会				教育委員会 審議等状況
議案番号	件 名	上段：上程年月日 下段：議決年月日	議決 結果	
議案 第89号	令和3年度久喜市一般会計補正予算（第9号）について	令和3年11月29日 令和3年12月24日	可決	令和3年11月定例会 教育長報告ア
議案 第92号	久喜市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例	令和3年11月29日 令和3年11月29日	可決	令和3年11月定例会 教育長報告イ
議案 第99号	財産の取得について（久喜市立小・中学校教職員用端末）	令和3年11月29日 令和3年12月24日	可決	令和3年10月定例会 議案第52号

エ 久喜市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例及び久喜市会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則について

久喜市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

久喜市会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年久喜市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「又は日額」を「、日額又は時間額」に改め、同条第3項中「又は第5項」を「から第6項まで」に改め、「この項及び次項並びに」を削り、「10円未満」の次に「、時間額の報酬にあってはその額に1円未満」を加え、同条第8項を同条第9項とし、同条第7項中「前5項」を「前6項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項の次に次の1項を加える。

6 時間額の報酬を受ける第1号会計年度任用職員の報酬の基本額は、勤務1時間につき、別表に掲げる職種の区分に応じ、同表に定める月額を162.75で除して得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを四捨五入して得た額）を超えない範囲内において規則で定めるところにより決定する。

第3条第1項及び第2項中「又は第5項」を「から第6項まで」に改める。

第5条第3項中「第2条第6項」を「第2条第7項」に改める。

第7条第1項第1号中「日額」の次に「又は時間額」を、「勤務日数」の次に「又は勤務時間数」を加える。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

久喜市会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則

久喜市会計年度任用職員の報酬等に関する規則（令和元年久喜市規則第13号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の1項を加える。

3 条例第2条第6項の時間額の報酬を受ける第1号会計年度任用職員の報酬の基本額は、勤務1時間につき、報酬等基準額を162.75で除して得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを四捨五入して得た額）とする。

第5条第1項中「第6条」を「次条」に改める。

第8条第1項中「次項」を「この条」に改め、同条に次の1項を加える。

3 第5条第2項及び第3項並びに第6条第2項に規定する勤務1時間当たりの報酬の額は、時間額の報酬を受ける第1号会計年度任用職員にあっては、その者の基本報酬の時間額とする。

第9条の見出し、同条第1項及び第2項第1号中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改め、同条第3項第2号中「（平成22年久喜市条例第53号）」を削る。

第11条第3項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 時間額の報酬を受ける第1号会計年度任用職員に係る期末手当基礎額は、それぞれその基準日が属する月においてその者が受けるべき1月分の基本報酬の額とする。

別表第1中「、学校給食配膳員」及び「、学校給食調理員」を削る。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

久喜市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部改正に伴う新旧対照表

一部を改正する条例（案）	現行条例（旧）
(報酬等)	(報酬等)
第2条 略	第2条 略
2 報酬の額は、月額、日額又は時間額で定めるものとする。	2 報酬の額は、月額又は日額で定めるものとする。
3 報酬の額は、次項から第6項まで の規定により決定した報酬の基本額及びその基本額に久喜市一般職職員の給与に関する条例(平成22年久喜市条例第51号。以下 別表において「給与条例」という。)第9条の2第2項に定める割合を乗じて得た額(月額の報酬にあってはその額に100円未満、日額の報酬にあってはその額に10円未満、時間額の報酬にあってはその額に1円未満の端数を生じたときは、これらをそれぞれ四捨五入して得た額)の合計額とする。	3 報酬の額は、次項又は第5項 の規定により決定した報酬の基本額及びその基本額に久喜市一般職職員の給与に関する条例(平成22年久喜市条例第51号。以下 この項及び次項並びに別表において「給与条例」という。)第9条の2第2項に定める割合を乗じて得た額(月額の報酬にあってはその額に100円未満、日額の報酬にあってはその額に10円未満、時間額の報酬にあってはその額に1円未満の端数を生じたときは、これらをそれぞれ四捨五入して得た額)の合計額とする。
4, 5 略	4, 5 略
6 時間額の報酬を受ける第1号会計年度任用職員の報酬の基本額は、勤務1時間につき、別表に掲げる職種の区分に応じ、同表に定める月額を162.75で除して得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを四捨五入して得た額）を超えない範囲内において規則で定めるところにより決定する。	6 時間額の報酬を受ける第1号会計年度任用職員の報酬の基本額は、勤務1時間につき、別表に掲げる職種の区分に応じ、同表に定める月額を162.75で除して得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを四捨五入して得た額）を超えない範囲内において規則で定めるところにより決定する。
7 略	7 前5項に規定するもののほか、第1号会計年度任用職員に対しては、一般職の常勤職員に支給される時間外勤務手当、休日勤務手当及び特殊勤務手当に相当する報酬を規則で定めるところにより支給する。
8 前6項に規定するもののほか、第1号会計年度任用職員に対しては、一般職の常勤職員に支給される時間外勤務手当、休日勤務手当及び特殊勤務手当に相当する報酬を規則で定めるところにより支給する。	8 前5項に規定するもののほか、第1号会計年度任用職員に対しては、一般職の常勤職員に支給される時間外勤務手当、休日勤務手当及び特殊勤務手当に相当する報酬を規則で定めるところにより支給する。

9 略

(報酬の基本額の特例)

第3条 特殊な専門的知識を必要とする業務に従事する第1号会計年度任用職員であつて規則で定めるものに対する報酬の基本額は、前条第4項から第6項まで の規定にかかわらず、規則で定める。

2 統一的な基準に基づき給与を支給する必要があると認められる第1号会計年度任用職員であつて規則で定めるものに対する報酬の基本額は、前条第4項から第6項まで 及び前項の規定にかかわらず、規則で定める。

略

(給料等)

第5条1. 2 略

3 第2条第7項の規定は、第2号会計年度任用職員の給料の額の決定について準用する。

略

(支給)

第7条 略

(1) 日額又は時間額で定める報酬 月の初日からその月の末日までの間ににおける勤務日数又は勤務時間数により計算した額を翌月の21日までに支給する。

略

8 略

(報酬の基本額の特例)

第3条 特殊な専門的知識を必要とする業務に従事する第1号会計年度任用職員であつて規則で定めるものに対する報酬の基本額は、前条第4項又は第5項 の規定にかかわらず、規則で定める。

2 統一的な基準に基づき給与を支給する必要があると認められる第1号会計年度任用職員であつて規則で定めるものに対する報酬の基本額は、前条第4項又は第5項 及び前項の規定にかかわらず、規則で定める。

略

(給料等)

第5条1. 2 略

3 第2条第6項の規定は、第2号会計年度任用職員の給料の額の決定について準用する。

略

(支給)

第7条 略

(1) 日額_____で定める報酬 月の初日からその月の末日までの間ににおける勤務日数_____により計算した額を翌月の21日までに支給する。

略

久喜市会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部改正に伴う新旧対照表

一部を改正する規則（案）	現行規則（旧）
（報酬の基本額）	（報酬の基本額）
第4条 略	第4条 略
2 略	2 略
3 条例第2条第6項の時間額の報酬を受ける第1号会計年度任用職員の報酬の基本額は、勤務1時間につき、報酬等基準額を162.75で除して得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを四捨五入して得た額）とする。	（時間外勤務手当に相当する報酬） 第5条 第1号会計年度任用職員が、その者について定められた勤務時間（以下この条及び第6条において「正規の勤務時間」という。）外に勤務することを命ぜられた場合には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して時間外勤務手当に相当する報酬を支給する。
（時間外勤務手当に相当する報酬）	（時間外勤務手当に相当する報酬） 第5条 第1号会計年度任用職員が、その者について定められた勤務時間（以下この条及び次条において「正規の勤務時間」という。）外に勤務することを命ぜられた場合には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して時間外勤務手当に相当する報酬を支給する。
第5条 第1号会計年度任用職員が、その者について定められた勤務時間（以下この条及び次条において「正規の勤務時間」という。）外に勤務することを命ぜられた場合には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して時間外勤務手当に相当する報酬を支給する。	（勤務1時間当たりの報酬の額の算出） 第8条 第5条第2項及び第3項並びに第6条第2項に規定する勤務1時間当たりの報酬の額は、月額の報酬を受ける第1号会計年度任用職員にあっては、その者の報酬（条例第2条第3項に規定する報酬の額をいう。次項、第11条及び第16条において「基本報酬」という。）の月額に12を乗じ、その額をその者について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから市長が定める時間を減じたもので除して得た額（その
2 略	（勤務1時間当たりの報酬の額の算出） 第8条 第5条第2項及び第3項並びに第6条第2項に規定する勤務1時間当たりの報酬の額は、月額の報酬を受ける第1号会計年度任用職員にあっては、その者の報酬（条例第2条第3項に規定する報酬の額をいう。次項、第11条及び第16条において「基本報酬」という。）の月額に12を乗じ、その額をその者について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから市長が定める時間を減じたもので除して得た額（その

額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額とする。

(2) 略

3 第5条第2項及び第3項並びに第6条第2項に規定する勤務時間当たりの報酬の額は、時間額の報酬を受ける第1号会計年度任用職員にあっては、その者の基本報酬の時間額とする。

(条例第2条第9項及び条例第5条第4項の規則で定める者)

第9条 条例第2条第9項及び条例第5条第4項の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

(1)～(5) 略

2 任期が6月に満たない者のうち、当該任期と次に掲げる期間との合計が6月以上となるものは、任期が6月以上の者とみなす。

(1) 同一の会計年度内において会計年度任用職員として在職し、又は任用されることが見込まれる期間(当該期末手当の基準日(条例第2条第9項におけることとされる一般職の常勤職員の期末手当に係る基準日をいう。以下この条から第11条までにおいて同じ。)の属する会計年度の前会計年度から基準日まで引き続く場合における当該前会計年度において在職した期間を含む。)

(2) 略

3 前項第2号の職員は、次に掲げる者(会計年度任用職員を除く。)とする。

(1) 略

額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額とする。

(2) 略

3 第5条第2項及び第3項並びに第6条第2項に規定する勤務時間当たりの報酬の額は、時間額の報酬を受ける第1号会計年度任用職員にあっては、その者の基本報酬の時間額とする。

(条例第2条第8項及び条例第5条第4項の規則で定める者)

第9条 条例第2条第8項及び条例第5条第4項の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

(1)～(5) 略

2 任期が6月に満たない者のうち、当該任期と次に掲げる期間との合計が6月以上となるものは、任期が6月以上の者とみなす。

(1) 同一の会計年度内において会計年度任用職員として在職し、又は任用されることが見込まれる期間(当該期末手当の基準日(条例第2条第8項におけることとされる一般職の常勤職員の期末手当に係る基準日をいう。以下この条から第11条までにおいて同じ。)の属する会計年度の前会計年度から基準日まで引き続く場合における当該前会計年度において在職した期間を含む。)

(2) 略

3 前項第2号の職員は、次に掲げる者(会計年度任用職員を除く。)とする。

(1) 略

(2) 久喜市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例

の適用を受ける職員

(3) 略

(期末手当基礎額)

第11条 略

2 略

3 時間額の報酬を受ける第1号会計年度任用職員に係る期末手当基礎額

は、それぞれその基準日が属する月においてその者が受けるべき1月分の基本報酬の額とする。

4 前2項の規定にかかわらず、各月ごとの勤務日数が異なる第1号会計年度任用職員に係る期末手当基礎額は、基準日前6月以内の期間(基準日における職と同一の職に係るものに限る。)においてその者が受けた基本報酬の額の1月当たりの平均額とする。

別表第1(第3条関係)

職名	給料表	号給	給料表	号給
略	略	略	略	略
保育園給食調理員	9	9	9	9
幼稚園業務員、農耕車両運転手	職給料表	職給料表	職給料表	職給料表

(2) 久喜市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例

年久喜市条例第53号の適用を受ける職員

(3) 略

(期末手当基礎額)

第11条 略

2 略

3 時間額の報酬を受ける第1号会計年度任用職員に係る期末手当基礎額

は、その基準日が属する月においてその者が受けるべき1月分の基本報酬の額とする。

3 前項の規定にかかわらず、各月ごとの勤務日数が異なる第1号会計年度任用職員に係る期末手当基礎額は、基準日前6月以内の期間(基準日における職と同一の職に係るものに限る。)においてその者が受けた基本報酬の額の1月当たりの平均額とする。

別表第1(第3条関係)

職名	給料表	号給	給料表	号給
略	略	略	略	略

